

各務原市家庭不用品交換銀行業務実施要綱

(平成3年2月7日決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、一般家庭において不用になった家庭用品等で再利用できるもの（以下「家庭不用品」という。）についての情報を市が集約し、当該家庭不用品を譲り受けることを希望する者に情報を提供する家庭不用品交換銀行業務の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(担当課)

第2条 この業務は、市民生活部環境室環境政策課において担当する。

(登録対象家庭用品)

第3条 この業務において取り扱う家庭不用品は、おおむね家具類、電気ガス器具類、自転車等軽機械類、スポーツ用品、玩具・娯楽用具・楽器類、書籍（百科事典類等）、学用品類その他耐久家庭用品類とする。ただし、法令等で交換若しくは販売が禁止されている物又はこれに準ずる物（医薬品、タバコ、酒類等）、日常の消費生活に不向きな物（貴金属、装身具、装飾品等）、食料品その他家庭不用品交換に適さない物は、取り扱わないものとする。

(利用対象者)

第4条 この業務の利用対象者は、市内に住所を有する者とし、営利又は転売を目的としてはならない。

(登録の申込み)

第5条 家庭不用品の提供を希望する者（第8条において「提供登録者」という。）及び譲受けを希望する者（同条において「譲受登録者」という。）は、直接又は電話等により、次の事項を担当課に申し出るものとする。

- (1) 住所、氏名及び電話番号
- (2) 品名、型式、規格、品質等
- (3) 購入年月又は消耗程度
- (4) その他希望条件

(登録処理と周知の方法)

第6条 前条の規定による申出があったときは、担当課において、所定の台帳に必要な事項を登録するとともに、市民に周知を図るものとする。

(登録有効期間)

第7条 登録有効期間は、前条の規定による登録があった日から3月間とし、その期間を経過しても当該登録品の取引が成立しないときは、同条の台帳から抹消するものとする。

(情報提供等)

第8条 市は、第6条の規定により登録された家庭不用品（同条の提供の申出に係るものに限る。）の譲受けを希望する者（以下「譲受希望者」という。）から譲受けの申出があった場合は、当該家庭不用品に係る提供登録者の氏名、電話番号等を当該譲受希望者に提供するものとする。

2 市は、第6条の規定により登録された家庭不用品（同条の譲受けの申出に係るものに限る。）の提供を希望する者（以下「提供希望者」という。）から提供の申出があった場合は、当該提供希望者の氏名、電話番号等を当該家庭不用品に係る譲受登録者に提供するものとする。

3 家庭不用品の取引の協議は、全て当事者双方の責任において行うものとし、その結果を速やかに担当課に報告するものとする。

(問題等の処理)

第9条 現品の譲渡完了後において、故障、欠陥、破損その他当事者間に問題が発生したときは、当事者双方で協議するものとし、市はその責を負わないものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、家庭不用品交換銀行の業務運営について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成3年4月1日から施行する。

附 則（平成5年6月25日決裁）

この要綱は、平成5年7月1日から施行する。

附 則（平成7年3月27日決裁）

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成10年3月30日決裁）

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成13年4月1日決裁）

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成22年4月1日決裁）

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成28年9月23日決裁）

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則（平成29年9月20日決裁）

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則（平成30年3月30日決裁）

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。